

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託
企画提案競技参加表明書

鹿児島市長 殿

業者又は
共同企業体
代表企業

住 所
名称・商号
代表者氏名

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技に参加したいので、
「鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技実施要領」に基づき、
参加表明書を提出します。

なお、令和7年5月26日付で告示のあった鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務
委託に係る企画提案競技参加者の資格を満たす者であることを誓約します。

項 目		内 容
参加者名 (※1)		
共同企業体参加者 (※2)		
担 当 者	郵便番号・住所 (※3)	
	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金
(404円)の切手を貼った定形封筒を申請書と併せて提出してください。

※1 共同企業体で参加予定の場合、その共同企業体名または代表企業名を記載してくだ
さい。

※2 共同企業体で参加予定の場合、当該共同企業体を構成する企業名を全て記載してくだ
さい。また、代表企業名の左側に「◎」印を付けてください。

※3 参加担当者が駐在する事務所の郵便番号及び住所を記入してください。

(様式第2号)

会 社 概 要

項 目	内 容
会社名	
代表者氏名	
設立年月日	
本社所在地	
鹿児島市を営業区域とする 支店等の名称	
鹿児島市を営業区域とする 支店等の所在地	
資本金	千円
従業員数	人
事業内容	
会社H P	
会社概要特記	
資格者一覧 (資格名 (※) と人数)	

添付書類

① プライバシーマーク制度認証又はI S M S 適合性評価制度認証がある場合、その取得を証明する書類 (写しでも可)

② 鹿児島市に営業所を有する場合、市税に滞納がないことの証明書 (告示日から3ヶ月以内に発行されたもの) (写しでも可)、それ以外については市区町村税について完納が分かるもの。

※本業務で必要と考えられる資格名を記入すること。

例：プロジェクトマネジメント資格、情報処理技術者、ネットワークスペシャリスト、テクニカルエンジニア（ネットワーク）、AWS（Amazon Web Services）認定資格など。

（注）共同企業体で参加予定の場合、業者ごとに1枚ずつ作成してください。

(様式第3号)

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託
企画提案競技参加資格審査申請書

令和 年 月 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技の参加資格を得た
いので、申し込みます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	有	無
(2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。	有	無
(3) 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。	有	無
(4) 告示日において、納期の到来している市区町村税を完納していること。	有	無
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。	有	無
(6) 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。	有	無
(7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。	有	無
(8) 令和2年度以降に、国又は地方公共団体が発注した文化教育に係る展示施設（科学館、博物館、美術館等）における常設展示の専用アプリケーションの作成実績として、元請けの実績を有すること。	有	無
担当者（連絡先）	氏名	(ふりがな)
	電話番号	
	メールアドレス	

(注) 共同企業体で参加予定の場合、業者ごとに1枚ずつ作成してください。

(様式第4号)

業 務 実 績 調 書

主たる事務所又は
営業所の名称
所 在 地

令和2年度以降の国又は地方公共団体が発注した文化教育に係る展示施設（科学館、博物館、美術館等）における常設展示の専用アプリケーションの作成実績について記入すること。

種別	業務名	発注者名	契約金額 (単位：千円)	契約期間
				年 月 日 ～ 年 月 日
				年 月 日 ～ 年 月 日
				年 月 日 ～ 年 月 日

注

- 1 「発注者名」は、国の行政機関においては行政機関名、都道府県、政令指定都市又は地方公共団体においては都道府県名、市町村名を記入する。
- 2 「契約金額」は、消費税込みの金額を記入する。
- 3 本業務実績調書に記載した内容について確認できる発注者の履行証明書又は業務内容が確認できる仕様書等の写しを提出すること。

(様式第5号)

秘密保持契約書

鹿児島市（以下「甲」という。）が、〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託企画提案競技（以下「本競技」という。）を行うにあたり、甲が乙に提供する参考資料に係る秘密情報等の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約を締結する。

（基本的事項）

第1条 乙は、甲の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、本競技の実施にあたっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密情報）

第2条 秘密情報とは、甲が乙に対して提供する情報及び本競技に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、競技上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、乙が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 乙が受領したとき、すでに乙が正当に保持していた情報
- (2) 乙が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 乙が受領した後、甲の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 乙が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 乙が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 甲が書面によって事前に承諾した情報

（個人情報）

第3条 個人情報とは、甲が乙に対して提供する情報及び本競技に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

（秘密情報等の権利の帰属）

第4条 乙は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて甲に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

- 2 乙は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複写された有体物を含む。）は、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて甲の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、乙所有の記録媒体等の有体物に、この契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

（秘密情報等の取扱責任者）

第5条 乙は、甲から提供された資料等の使用及び保管にあたっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 乙は、本競技に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本競技が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、本競技に従事している者に対して、在職中及び退職後において、本競技に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、本競技に関して知り得た秘密情報等の漏洩、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 乙は、本競技を行うために秘密情報等を保有するときは、その目的を明確にするとともに、本競技の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 乙は、本競技を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を本競技の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 乙は、秘密情報等を取り扱う本競技の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 乙は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると判断し甲が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 乙は、秘密情報等が記録された資料等を甲の許可なしに甲が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、甲の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに甲に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、甲の指示に従い処分し、その結果を甲に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず甲の要請があったとき。

(2) 本競技の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、本競技が終了したとき。

(4) その他甲が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 乙は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(秘密情報等の管理)

第13条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって甲の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、乙自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第14条 甲は、本競技の処理状況を調査するため必要があるときは、乙の事務所に立ち入ることができるものとし、乙は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第15条 乙は、秘密情報等を取り扱う本競技の処理状況について、甲からの指示がある場合には、甲に対し報告しなければならない。

2 乙は、秘密情報等が記録された資料等に漏洩、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに甲に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(指示)

第16条 甲は、乙が本競技を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第17条 乙は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、乙は、甲がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、甲に通知するものとする。

(事故時の責任)

第18条 乙の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて乙が負担する。

2 前項の場合、乙は、直ちに当該事故の詳細について甲に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、乙は、甲からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、この秘密保持契約に違反、事故、その他乙の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、乙の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、甲には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 乙は、この秘密保持契約に違反、事故、その他乙の責めに帰すべき事由によって、甲に損害を及ぼした場合には、甲に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(本競技の参加資格の停止)

第20条 甲は、乙がこの秘密保持契約に違反していると認めたときは、本競技の参加資格を停止することができる。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住	所	鹿児島市山下町 1 1 番 1 号
			鹿児島市
	氏	名	代表者 鹿児島市長 下鶴 隆央

乙	住	所
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託提案書

鹿児島市長 殿

住 所

名称・商号

代表者氏名

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技に参加しますので、「鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技実施要領」及び「同仕様書」に基づき、下記の書類を提出します。

なお、令和 7 年 5 月 26 日付で告示のあった鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託に係る企画提案競技参加者の資格を満たす者であること及び提案書の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 提案書鑑（様式第 6 号）※ 本書 | : 1 枚 |
| (2) 企画提案書（様式は任意） | : 正本 1 部、副本 10 部 |
| (3) 見積書（様式は任意） | : 正本 1 部、副本 10 部 |

(※) 副本には、企業名（略称含む。）、住所、社章等の企業名が分かる記載をせず、本市から通知する企画提案競技参加依頼で示すアルファベットの略称を用いること。

(様式第7号)

令和 年 月 日

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託
企画提案競技辞退届

鹿児島市長 殿

業者又は 共同企業体 代表企業	住 所
	名称・商号
	代表者氏名

上記の企画提案競技について参加表明を行いました、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由 (該当する項目の番号に○をつけてください。)

1. 手持業務量が多く、さらに受注することが困難なため
(委託期間 年 月 ～ 年 月)
2. 技術者の配置が困難なため
3. 作業員の確保が困難なため
4. 積算の結果、採算が合わない(予定価格の範囲内で応札できない)ため
5. 指定された工期(委託期間・納期)内に完了又は納入することが困難なため
6. その他 ()

(備考)

(様式第 8 号)

質 問 書

質問提出日：令和 年 月 日

参加者名			
担当者	部署名： 氏 名：	役 職： 連絡先：	

通し番号	質問内容
例	資料：実施要領 P○、仕様書 P○ など 項目：1(1)○○○○ 内容：○○○○とはどのようなものを想定しているか？
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

(注) 質問受付期限：令和 7 年 6 月 1 0 日 (火) 午後 5 時 1 5 分まで